

技術図書に関する質問に対する回答

件名	東京湾アクアライン連絡道 神納高架橋耐震補強工事		
番号	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
1	神納高架橋 P6～P8橋脚	設計図 580/588 神納高架橋(上下線) 施工計画図（参考図）について、ダンプトラックは道路に停車して掘削土を積み込むことを想定しているのでしょうか。又は、縁石を乗り上げ、中央分離帯に停車し、掘削土を積み込むことを想定しているのでしょうか。	スロープを用いて縁石を超えて、中央分離帯に停車することを想定しています。
2	8－6 一般道の交通規制	神納高架橋 P6～8橋脚の施工における国道410号の交通規制は、縁石からどの程度の幅を規制する計画でしょうか。	縁石からの幅は場所によって異なります。車線幅員を最低3.85m確保した規制を想定しております。
3	後発工事	後発工事における対象橋梁、対象橋梁の位置、工事内容等が分かる図面等資料を提示いただきたくお願い致します。	提示できる条件は別紙『継続契約方式対象工事について』に示すとおりです。
4	貸与用電子媒体資料について	お借りした資料では8橋の数量計算書のみ、の閲覧ですが、他工事同様に設計報告書等の資料も貸与させて頂けないでしょうか。 よろしくお願い致します。	別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」に示す資料以外の開示はしません。

5	評価項目【提案4】	評価項目④の文章に記載されている、特記仕様書に示す「河川内工事の施工期間」における作業について、下部工補強と仮締切工について、設計図208/588に構造物掘削図がありますが、532・533/588の仮締切工詳細図は参考図となっています。仮締切工の仕様および形状の変更は可能でしょうか、ご教示ください。	設計図に示す仮締切工の流心方向の幅（L=10m）の範囲内であれば、仕様および形状の変更は可能です。
6	評価項目【提案4】	評価項目④の文章に記載されている、特記仕様書に示す「河川内工事の施工期間」における作業について、特記仕様書8-3の非出水期の施工において、大型土のうが含まれていますが、設計図534/588に記載されている大型土のうの設置箇所および範囲の変更は協議事項となるでしょうか、ご教示ください。	大型土のうの設置箇所および範囲の変更について、監督員が必要と認めた場合は、協議事項となります。
7	番号 1 項目番号 2-(6) 構造物掘削 特殊部 B	図面番号 531/588【参考図】小櫃川第二橋（上下線）施工計画図（その2）施工検討図① ※ただし、最初の3本はバイブルハンマによる施工との記載がありますが、割掛対象参考内訳書の【共通仮設費】にクローラクレーンの分解・組立・輸送にかかる項目がありません、クローラクレーンではなくラブテレーンクレーンによる施工とお考えでしょうか、ご教示ください。	NEXCOの積算では、そのとおりと考えています。
8	番号 9 項目番号 8-(3) 鉄筋 T	設計図面 24/588 岩根東高架橋（上り線）P31橋脚RC巻立て補強詳細図（その3）の図中に記載のフレア溶接D32の単価出典元についてご教示ください。	個別に調査を行った価格の適用を想定しています。
9	番号 13 項目番号 17-(9) 縁端拡幅工B コンクリート	縁端拡幅工のアンカー工について削孔機械はコアボーリングと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	NEXCOの積算では、そのとおりと考えています。

10	番号 13 項目番号 17-(9) 縁端拡幅工B コンクリート	コンクリート工に計上する樹脂シールの単価出典元についてご教授ください。	土木工事等単価ファイルです。
11	番号 72 項目番号 17-(27) 炭素繊維巻立て工表面仕上工A	炭素繊維巻立て表面仕上げ工について、表面仕上げ材の種類は $t=10$ と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	表面仕上げ材の種類は構造物施工管理要領に基づきお考え下さい。
12	番号 77 特 - (5) 橋座補強工	橋座補強工のコンクリート削孔について、削孔深さが3mを超える際のコンクリート削孔の歩掛についてご教示ください。	歩掛は土木工事積算基準に基づきお考え下さい。
13	【共通仮設費】	重建設機械の分解・組立及び輸送に関する項目がありません、本工事は20t未満の建設機械による施工で計画されていると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	NEXCOの積算では、そのとおりと考えています。
14	【共通仮設費】	鉄筋位置調査工 6) 試料採取Aの試料採取の歩掛についてご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋位置調査工の歩掛は土木工事積算基準に基づきお考え下さい。</li> <li>試料採取Aの歩掛けは、R6.3.28農林水産省「機能診断業務の積算参考歩掛けについて」に基づきお考え下さい。</li> </ul>

15	番号 75 項目番号 特 - ( 3) 上部工補強工A	神納橋 P66(P4)橋脚(P65側) 上り線 上部工補強工Aの鋼桁補強工の材質による係数について数量計算書(神納橋)を参照すると材質はSM400となっていますがこれはSM490の係数1.0と同じと考えてよろしいでしょうか。 ご教授ください。	歩掛は土木工事積算基準に基づきお考え下さい。
16	14. 工事材料に関する事項 14-2 ウォータージェット工法に使用する水	ウォータージェット工法1m <sup>2</sup> 当たりの水の使用量について、何m <sup>3</sup> と考えればよろしいでしょうか。ご教示ください。	施工規模に応じた水の使用量をお考え下さい。
17	24. 工事細部に関する事項 24-2 構造物掘削 24-2-1 種別	構造物掘削 特殊部A1・A2 6)ライナープレートの撤去・処分、構造物掘削 特殊部B 6)鋼矢板の撤去・処分との記載があります、発生材の再資源化施設までの運搬費及び金属くずとしての売却費が計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
18	24. 工事細部に関する事項 24-2 構造物掘削 24-2-1 種別	構造物掘削 特殊部B 4)大型土のうの設置・撤去との記載がありますが製作の記載はありません、大型土のうは既に製作してあるものを設置するのでしょうか、それとも新規に製作するのでしょうか、ご教示ください。	現地発生土を用いて新規に製作するものとしてお考え下さい。
19	24. 工事細部に関する事項 24-2 構造物掘削 24-2-1 種別	構造物掘削 特殊部A2 1)神納高架橋P6、P7、P8 6)ライナープレートの撤去・処分との記載がありますが、参考図582/588～584/588の図中に頭部固定H200×200の記載があります、頭部固定鋼材はリース又は処分のどちらでお考えかご教示ください。	リースとしてお考え下さい。

20	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作費として計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	落橋防止構造の上部工ブラケットの製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は、土木工事積算基準 第31編3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としてお考え下さい。
21	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	落橋防止構造の上部工ブラケットの製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は、一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
22	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は工場製作費（一般鉄骨構造の製作）として間接工事費（工場管理費40.0%）が計上され、間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	全諸経費対象としてお考え下さい。
23	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽について、製作費には積算基準に基づきスクランプが控除されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
24	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。

25	24. 工事細部に関する事項 24-6 落橋防止構造 24-6-2 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
26	24. 工事細部に関する事項 24-7 横変位拘束構造M 24-7-2 作業内容	鋼製ブラケットA・Bの製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作費として計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	鋼製ブラケットA・Bの製作・防鏽は、土木工事積算基準 第31編 3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としてお考え下さい。
27	24. 工事細部に関する事項 24-7 横変位拘束構造M 24-7-2 作業内容	鋼製ブラケットA・Bの製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	鋼製ブラケットA・Bの製作・防鏽は、一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
28	24. 工事細部に関する事項 24-7 横変位拘束構造M 24-7-2 作業内容	落橋防止構造の製作・防鏽、鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽は工場製作費(一般鉄骨構造の製作)として間接工事費(工場管理費40.0%)が計上され、間接費計算においては一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
29	24. 工事細部に関する事項 24-7 横変位拘束構造M 24-7-2 作業内容	鋼製ブラケットA・B・Cの製作・防鏽、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。

30	24. 工事細部に関する事項 24-7 横変位拘束構造M 24-7-2 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
31	24. 工事細部に関する事項 24-9 炭素繊維巻立て工 24-9-1 種別	炭素繊維シート巻立て工A2 炭素繊維シート(目付量: 400g/m <sup>2</sup> )の材料単価出典元及び施工歩掛についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料単価出典元は、物価資料等です。</li> <li>施工歩掛は、土木工事積算基準に基づきお考え下さい。</li> </ul>
32	24. 工事細部に関する事項 24-9 炭素繊維巻立て工 24-9-1 種別	炭素繊維シート巻立て工B1 炭素繊維シート(目付量: 300g/m <sup>2</sup> )鉛直1層の施工歩掛についてご教示ください。	歩掛は土木工事積算基準に基づきお考え下さい。
33	24. 工事細部に関する事項 24-9 炭素繊維巻立て工 24-9-1 種別	炭素繊維シート巻立て工B2 炭素繊維シート(目付量: 400g/m <sup>2</sup> )の材料単価出典元及び鉛直1層の施工歩掛についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料単価出典元は、物価資料等です。</li> <li>施工歩掛は、土木工事積算基準に基づきお考え下さい。</li> </ul>
34	24. 工事細部に関する事項 24-9 炭素繊維巻立て工 24-9-1 種別	炭素繊維シート巻立て工B3 炭素繊維シート(目付量: 600g/m <sup>2</sup> )の材料単価出典元及び鉛直1層の施工歩掛についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料単価出典元は、物価資料等です。</li> <li>施工歩掛は、土木工事積算基準に基づきお考え下さい。</li> </ul>

35	24. 工事細部に関する事項 24-11 マンホール設置工 24-11-2 作業内容	マンホール部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作費として計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
36	24. 工事細部に関する事項 24-11 マンホール設置工 24-11-2 作業内容	マンホール部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
37	24. 工事細部に関する事項 24-11 マンホール設置工 24-11-2 作業内容	マンホール部材の製作・防錆は工場製作費(一般鉄骨構造の製作)として間接工事費(工場管理費40.0%)が計上され、間接費計算においては一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
38	24. 工事細部に関する事項 24-11 マンホール設置工 24-11-2 作業内容	マンホール部材の製作・防錆、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ、孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。
39	24. 工事細部に関する事項 24-11 マンホール設置工 24-11-2 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

40	24. 工事細部に関する事項 24-12 上部工補強工 24-12-3 作業内容	上部工補強部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作費として計上されると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	上部工補強部材の製作・防錆は、土木工事積算基準 第31編3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としてお考え下さい。
41	24. 工事細部に関する事項 24-12 上部工補強工 24-12-3 作業内容	上部工補強部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
42	24. 工事細部に関する事項 24-12 上部工補強工 24-12-3 作業内容	上部工補強部材の製作・防錆は工場製作費(一般鉄骨構造の製作)として間接工事費(工場管理費40.0%)が計上され、間接費計算においては一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	上部工補強部材の製作・防錆は、土木工事積算基準 第31編3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としており、一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
43	24. 工事細部に関する事項 24-12 上部工補強工 24-12-3 作業内容	上部工補強部材の製作・防錆、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ、孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。
44	24. 工事細部に関する事項 24-12 上部工補強工 24-12-3 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

45	24. 工事細部に関する事項 24-13 鋼製橋脚補強工 24-13-3 作業内容	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作費として計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽は、土木工事積算基準 第31編3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としてお考え下さい。
46	24. 工事細部に関する事項 24-13 鋼製橋脚補強工 24-13-3 作業内容	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
47	24. 工事細部に関する事項 24-13 鋼製橋脚補強工 24-13-3 作業内容	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽は工場製作費（一般鉄骨構造の製作）として間接工事費（工場管理費40.0%）が計上され、間接費計算においては一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽は、土木工事積算基準 第31編3-4-2縁端拡幅工Mの製作費（鋼上部工工事以外）としており、一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
48	24. 工事細部に関する事項 24-13 鋼製橋脚補強工 24-13-3 作業内容	鋼製橋脚補強部材の製作・防鏽、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ、孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。
49	24. 工事細部に関する事項 24-13 鋼製橋脚補強工 24-13-3 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

50	24. 工事細部に関する事項 24-15 鋼製橋脚隅角部補強工 24-15-3 作業内容	鋼製橋脚隅角部補強部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作費として計上されていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
51	24. 工事細部に関する事項 24-15 鋼製橋脚隅角部補強工 24-15-3 作業内容	鋼製橋脚隅角部補強部材の製作・防錆は一般鉄骨構造の製作労務として鋼橋職工が計上されていますが、鋼橋職工は間接費計算において一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
52	24. 工事細部に関する事項 24-15 鋼製橋脚隅角部補強工 24-15-3 作業内容	鋼製橋脚隅角部補強部材の製作・防錆は工場製作費(一般鉄骨構造の製作)として間接工事費(工場管理費40.0%)が計上され、間接費計算においては一般管理費のみ対象としていると考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	一般管理費を含む全ての諸経費の対象としてお考えください。
53	24. 工事細部に関する事項 24-15 鋼製橋脚隅角部補強工 24-15-3 作業内容	鋼製橋脚隅角部補強部材の製作・防錆、に使用される鋼材について、単質別・形状別エキストラ、孔あけ加工エキストラの2項目のエキストラの計上の有無についてご教示ください。	単質別・形状別エキストラ・孔あけ加工エキストラは、計上しておりません。
54	24. 工事細部に関する事項 24-15 鋼製橋脚隅角部補強工 24-15-3 作業内容	近接調査計測工の労務には技師が計上されますが、この技師の単価は週休二日補正を考慮しないと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

55	図面番号 51～53/588	落橋防止構造 鋼製ブラケットC タイプ3 緩衝材詳細図に記載の寸法(200×50×1250)と製作数:1 に記載の寸法(200×50×1150) 及び当初参考積算条件書③緩衝材 に記載の寸法(200×50×1150) と2種類の寸法がありますがどちらが正しいのかご教示ください。	200×50×1250でお考え下さい。
56	図面番号 533/588	継施工の鋼矢板は引抜時に切断施工となります施工歩掛は「一般社団法人 全国圧入協会」積算資料の引抜(切断施工あり)によるものと考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
57	2 4 - 2 - 1 構造物掘削 種別	構造物掘削 普通部B 2 の作業内容3)について、橋脚の基礎地盤の掘削は、立坑内に0.2m <sup>3</sup> バックホウを投入して掘削することを想定しているかご教示ください。	0.6m <sup>3</sup> バックホウを投入して掘削することを考えております。
58	2 4 - 2 - 1 構造物掘削 種別	構造物掘削 普通部B 2 の作業内容3)について、掘削土の運搬後の敷均し費用の計上は想定していないかご教示ください。	想定しておりません。
59	2 4 - 2 - 1 構造物掘削 種別	構造物掘削 特殊部B の作業内容4)について、大型土のうの製作には、小櫃川第二橋下資材置場・土捨場・土取場・発生土仮置場の土砂の使用を想定しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

60	24-6-2 落橋防止構造作業内容	C1-a(b)、P1-a(b)、P2-a(b)の作業内容に、「3) 下部工付ブラケットの設置」とありますが、下部工付ブラケット設置費用は、鋼製ブラケットA・B・Cに計上することを想定しているかご教示ください。	C1-a(b)、P1-a(b)、P2-a(b)に含まれます。
61	24-6-2 落橋防止構造作業内容	C1-a(b)、P1-a(b)、P2-a(b)の作業内容に、「7) 上部工付ブラケットのアンカーボルトの挿入・固定」とありますが、アンカーボルトの挿入・固定費用は、アンカーワーク $\phi a \cdot L$ (b) に計上することを想定しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
62	24-9 炭素繊維巻立て工	A2の炭素繊維シート（目付量：400g/m <sup>2</sup> 、水平1層）について、土木工事積算基準（令和6年度）には、目付量400g/m <sup>2</sup> の歩掛がありません。A2の炭素繊維シートのシート材料ロス率、労務歩掛、エポキシ樹脂含侵材量は、「橋梁架設工事の積算 令和7年度 日本建設機械施工協会 4-121頁」の炭素繊維シート接着工 目付量400g/m <sup>2</sup> の歩掛を適用しているかご教示ください。	目付量400g/m <sup>2</sup> の炭素繊維シートのシート材料ロス率、労務歩掛は土木工事積算基準（令和6年度）を準用してください。エポキシ樹脂含侵材量は、御社の施工計画に基づきお考え下さい。
63	24-9 炭素繊維巻立て工	A2の炭素繊維シート（目付量：400g/m <sup>2</sup> 、水平1層）は、土木工事積算基準（令和6年度）32-22頁表10-4 炭素繊維巻立て工 施工歩掛を適用しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
64	24-18 試料採取	試料採取に足場工費が割掛されていませんが、移動足場を想定しているかご教示ください。	移動足場を想定しており試料採取に含まれます。

65	7 コンクリート A 1 – 5	岩根東高架橋P28(P29側)上り線の数量は47.4m <sup>3</sup> であり、土木工事積算基準P32-8 表5-2 コンクリート工打設量区分では、中規模に該当しますが、設計業務成績品の通り小規模で積算されているとの理解でよいかご教示ください。	中規模でお考え下さい。
66	7 コンクリート A 1 – 5	樹脂シールの単位体積重量は1.7t/m <sup>3</sup> を想定しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
67	9 鉄筋T	径32mmのフレアー溶接費用は、物価資料より設定しているかご教示ください。	個別に調査を行った価格の適用を想定しています。
68	13 縁端拡幅工B コンクリート	コンクリート工に樹脂シール（エポキシ）は含まれるかご教示ください。含まれる場合は、どのような形状を想定しているかご教示ください。	コンクリート工に含まれます。形状はRC巻立て補強詳細図をご参照ください。
69	13 縁端拡幅工B コンクリート	コンクリートは、A1-5を想定しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。

70	17 落橋防止構造 C 1 – 6 1 1 (150)	落橋防止構造の製作のうち、PL SM490YB t=25の鋼材価格は、切板 市中切板価格にエキストラを加算した単価を採用しているかご教示ください。	月積み契約価格にエキストラを加算した価格にてお考え下さい。
71	37 落橋防止構造 P 1 – 1 8 37 (500)	上部工付プラケット、落橋防止構造の設置歩掛は、「橋梁架設工事の積算 令和7年度 日本建設機械施工協会 4-69頁」の部材取付工（落橋防止装置取付工）を想定しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
72	82 橋脚切欠き部充填工 アンカーア $\phi 26 \cdot 170$ (水平方向)	あと施工アンカー削孔は、電動ドリルとコアボーリングのどちらで積算しているかご教示ください。	電動ドリルでお考え下さい。
73	84頁 小櫃川第二橋(上り線) P36橋脚炭素繊維巻立て補強 詳細図	炭素繊維シート工数量表のコンクリート表面処理工B ※1は、炭素繊維シート施工断面図 A部の下地処理 ※1を指しているかご教示ください。	そのとおりとお考え下さい。
74	208頁 小櫃川第二橋(上下線) 構造物掘削図(その3)	構造物掘削 特殊部Bのうち、B範囲 土砂Ⅱは、数量計算書では陸上掘削になっていますが、河川内なので水中掘削を想定しているかご教示ください。	水中掘削でお考え下さい。

75	588頁 神納高架橋(上下線) 足場工図(その4) (参考図)	図の①、②は何を意味するのかご教示ください。	断面図の足場施工高が理解できる様にした目印です。
76		神納橋 P66(P65側) A=147.2m2の足場工図をご提示ください。	図面585/588 神納高架橋 (上下線) 足場工図 (その1) (参考図) をご参照ください。
77	鋼箱桁外面、鋼橋脚内外面、 鋼釣桁の素地調整について	各場所の施工数量が少ないため、乾式ブラスト施工を 1種ケレン相当の素地調整を行えるブラスト面形成動 力工具施工に変更することは可能ですか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議対象となります。
78	橋下ヤードについて	工事車両が通行できるだけのトラフィカビリティが無 い箇所があった場合、敷き鉄板敷設の変更協議は可能 ですか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議対象となります。
79	10mを超える長さの鉄筋に ついて	運搬条件等により鉄筋を分割せざるを得ない場合、ガ ス圧接への変更協議は可能ですか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議対象となります。